

県西教育事務所におけるメール送信による個人情報漏えいについて

県西教育事務所において管内の市町教育委員会へメール送信した際、添付したファイルに、誤って教職員50人に支給する児童手当に関する情報が残ったまま送付したことにより、当該教職員の個人情報が漏えいする事案が発生しましたので、下記のとおり公表いたします。

なお、今後、同様の事案を発生させないよう、再発防止に努めてまいります。

記

1 漏えいした個人情報

県西教育事務所管内の小中学校9校の教職員50人分の学校名、職員番号、氏名、令和8年2月、3月分の児童手当支給額

2 発生日時

令和8年4月14日（火）18時15分頃

3 概要

令和8年4月14日（火）18時15分頃、県西教育事務所が管内市町教育委員会へ児童手当支給明細書の様式をメール送信した際、添付ファイルに誤って管内小中学校9校の教職員50人分の児童手当の支給明細書の情報が残ったまま送付し、当該教職員の職員番号、氏名、支給額等の個人情報が漏えいした。

同年4月16日（木）15時頃、管内の市教育委員会からの指摘を受け事案が判明した。

4 原因

- ・児童手当支給明細書様式の作成の際の確認不足
- ・メール送信の際の添付ファイルの内容確認不足

5 再発防止策

- 県西教育事務所の対応
書類作成時、メール送信時の複数人による内容確認を徹底する。
- 県教育委員会の対応
教育事務所を含む全所属に対して、あらためて個人情報の適切な管理徹底の周知に努める。

【問い合わせ先】

教育庁総務企画部総務課
副参事兼課長補佐（総括） 峯嶋
TEL 029-301-5114（内5111）